

コメントの概要及びコメントに対する証券取引等監視委員会の考え方

(別紙1)

番号	関係箇所		コメントの概要	コメントに対する考え方
(信用取引における与信リスク管理に係る検証項目)				
1	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1 (5)②ハ	<p>内容を見ると信用取引のみの記述しかないようだが、証券先物取引や店頭金融先物取引、為替証拠金取引についても、余力の状態や建玉・担保等の内容に応じた顧客への注意喚起のアラームポイントの設定、新規取引の停止などの予防的措置が必要ではないか。</p>	<p>本項は、内部管理部門が営業部門等に対して適切な管理・指導を行っているか確認する一例として掲げており、主として信用取引を想定した確認項目ですが、ご指摘の証券先物取引等についても必要に応じて確認を行うこととなります。</p>
(店頭金融先物取引業者のリスク管理態勢、区分管理の状況に係る検証項目)				
2	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-3 (7)③	<p>左記の項目については、例えば監督指針Ⅳ-3-3-4(2)のような対応になると考えてよいか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>監督指針Ⅳ-3-3-4(2) 相場が急激に変動した場合の取引に係る留意事項 「相場が急激に変動した場合に備え、自己勘定取引を停止する又はカバー取引相手方との取引ができない場合には顧客からの受注を行わない等の具体的なリスク管理の方針を定め、そのための態勢を整備しているか。」</p> </div>	<p>各検査対象先の実態に応じ、実効性ある管理態勢を整備しているか等について確認を行うものですが、監督指針Ⅳ-3-3-4(2)に掲げられるような対応も一例として態勢整備の参考になるものと考えられます。</p>
3	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-3 (7)③	<p>左記の項目中、「相場の急激な変動等に備えたりリスク管理態勢」とはどのようなものを想定しているのか。</p> <p>例示で結構なので、念頭に置かれているリスク管理体制勢をご開示願いたい。</p>	

4	態勢編 第一種金 融商品取 引業者 業務編 第一種金 融商品取 引業者	II1-2-3 (7)③ (8)⑥ホ II2-2-5 (1)⑨	<p>左記の項目については、登録金融機関は、いわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合を除き、対象外と理解してよいか。</p> <p>【理由】</p> <p>○II-1-2 3. (7)③、同(8)⑥ホ、II-2-2 5. (1)⑨については、「改正の概要」にもあるとおり、いわゆる外国為替証拠金業者を対象としたものと考えられる。</p> <p>○II-1-2 3. (7)③、II-2-2 5. (1)⑨は、金融庁の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」ではIV-3-3-2(3)③~⑥、IV-3-3-4(1)①および④の記載内容に対応するものと考えられるが、同指針はこの部分を、(いわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合を除き)登録金融機関について適用除外としている(同指針Ⅷ-1)。</p> <p>○II-1-2 3. (8)⑥ホは、上記監督指針では明記された箇所はないが、上記趣旨に鑑み、この部分も、登録金融機関について適用除外と扱われるものとする。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
---	--	---	---	----------------------

5	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-3 (8)⑥ホ	店頭金融先物取引について、証拠金率（レバレッジ）に応じた適切なリスク管理態勢の整備について記載が追加されたが、これは高いレバレッジがかかりやすいという当該商品性を踏まえ、各社の創意により後述のロスカットルール等のリスク管理に適う商品設計その他リスク管理態勢面での考慮の有無について着眼点とするという趣旨であり、必ずしも顧客のレバレッジの相違に応じてリスク管理態勢を変えていることを着眼点とするという趣旨でないことを確認したい。	本項は、各業者において店頭金融先物取引に係るレバレッジの高さ（商品性）に応じた適切なリスク管理態勢の構築が行われているかを着眼点とするものです。
6	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-9 (5)④	左記の項目は、業府令143条の趣旨を明確にされたものと思われるが、これは、『業者の計算上の分別管理』を意味しているという趣旨でよいか。すなわち、計算上の分別管理とは業者の帳簿において明確に区分されていることを要求するものであって、『預託先であるカバー取引の相手方における分別管理等についての監督まで要求しているものではない。また、カバー取引の相手方による混蔵も当該相手方が当該業者を相手方とする法定の分別管理を行っている限り可能である。』ということによいか確認したい。	ご指摘のとおり、カバー取引相手方に預託している自己取引に係る保証金と、カバー取引に係る保証金を業者がそれぞれ明確に把握して管理を行っているかを確認する項目であり、カバー取引相手方における区分管理まで想定しているものではありません。
（反社会的勢力との関係を遮断するための態勢の整備状況等に係る検証項目）				
7	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-5	反社会的勢力の定義を明確にしていきたい。 （理由：反社会的勢力排除の名目で、前科前歴者等に対する不当な差別を避けるため。）	反社会的勢力のとらえ方については、今回の検査マニュアル改正の契機のひとつである「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申

				<p>合せ)において、「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。」とされており、こうした考え方が基本になるものと考えております。</p>
8	業務編 共通項目	II-2-1-5	<p>反社会的勢力に関する情報を行政側からも積極的に提供する態勢を構築していただきたい。 (理由：警察庁暴力団対策部長通達「暴力団排除等のための部外への情報提供について」(平成12年9月14日付警察庁暴一発第14号)によると、部外への情報提供を行う要件として、「被害の防止又は回復」若しくは「組織の維持又は拡大への打撃」の場合に限定されており、それ以外の一般的な審査のための情報提供については認められていない。このため、民間データベースによる反社会的勢力の審査の信頼性には問題があり、また、コストの面からも会社に相当な負担となっているため。)</p>	<p>現在、警察庁、金融庁及び自主規制機関をメンバーとする「証券保安連絡会」において、反社会的勢力に関する情報の収集・集約を含め、反社会的勢力の排除のための取組みを検討しており、引き続き、必要に応じた態勢構築に向けて検討がなされていくものと考えております。</p>
9	業務編 共通項目	II-2-1-5① ⑤	<p>「① 反社会的勢力による不当要求が発生した場合」を「反社会的勢力による以下の取引等、例えば、内部者情報を利用した取引、反社関連会社の上場・増資、反社勢力による特定会社株式の買占め、以上の取引に伴う不当要求が発生した場合、」</p>	<p>本項は不当要求が発生した場合の各業者の対応態勢について広く確認するための項目であることをご理解願います。 なお、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対</p>

			<p>としてはどうか。なお、⑤の「不当要求」についても同様。</p> <p>理由：反社会的勢力による不当要求が典型的な場合だと思われるが、それだけに限らず、上記したようなやり方で資本市場への浸透を図ってくる場合が多く、かつ、こうした方法については意識していないと発覚しにくい上、事後に不当要求がされるまで触らないで放置される危険性が往々にしてある。そこで、以上の点を明記して、金融商品取引業者の意識の向上を図ってはどうか。</p>	<p>策閣僚会議幹事会申合せ)及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説」においては、反社会的勢力である取引先や株主からの不当要求を防止するための対応や、反社会的勢力による株式取得への対応についても言及されております。</p>
10	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-5③	<p>「・・・、外部専門機関を活用するなどにより、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、当該情報を基に取引先の・・・」について、自助努力を含めた内容とすることが必要と考えられるので次のとおり訂正してはどうか。</p> <p>「・・・、反社会的勢力に関する情報を収集し、データベース化する等の方法により取引先の・・・」</p>	<p>「外部専門機関の活用」は、各業者が自ら情報収集を行う際の手段のひとつを例示したものであることをご理解願います。</p> <p>また、収集された情報については、各業者の規模等に応じた適切な方法により管理されるべきものと考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
11	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-5④	<p>「・・・外部専門機関とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。」では対応が不明確と考えられるので次のとおり訂正してはどうか。</p> <p>「・・・、速やかな関係遮断に向けた措置をとっているか。」</p>	<p>顧客と反社会的勢力との関係を把握した場合の対応については、個々のケース毎に様々な対応が考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>